

第 6152 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月 5日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 同居していない母親の医療費を負担した場合

Q : 実家で一人暮らしをしている母親の医療費を払っていますが、この医療費は医療費控除の対象になりますか？

A : 生計が一の場合は対象になります。

【解説】

医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用があるとされています。この場合の「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していなくても、次のような場合でも生計を一にしているとされています。

①勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合で、次に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ. 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ. これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

②親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

したがって、母親の収入が少なく、子供の仕送りで生活しているというような状況であれば生計を一にしていることとなりますので、その医療費は医療費控除の対象となります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

